

都道府県  
各 指定都市 子ども・子育て支援新制度担当部局 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）

「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報  
提供について

子ども・子育て支援新制度の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府として、できる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しております。

これに関し、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の国会審議において、参議院厚生労働委員会で「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が可決されました。

このため、今般、厚生労働省から「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成30年6月19日厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）（別添）を発出しているところです。

これに関連して、厚生労働省から当府に対して次官通知の趣旨を各地方自治体関係部局に周知するよう依頼がありましたので、今回、次官通知を送付するとともに、貴部局において生活保護基準を参照する制度・事業を行っている場合については、次官通知を確認いただいた上で適切にご判断・ご対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

特に、子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者は利用者負担の上限額が0円とされているところ、一部の支給認定保護者において、生活保護基準の見直しにより被保護者に該当しなくなることから、利用者負担が発生することが想定されます。この場合であっても、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条第7号の規定により、「市町村の長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者」については、利用者負担の上限額を0円とすることができるので、できる限り、生活保護基準の見直しの影響が及ばないようにご対応いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、内容について御理解の上、管内市区町村に情報提供していただきますようお願いいたします。

（連絡先）

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付 松川、田邊  
TEL 03-3253-2111（内線）38339 直通 03-6257-1465

(別添) 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

(平成30年6月19日厚生労働省発社援0619第3号厚生労働事務次官通知)

(参考1) 子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担

## 特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)【平成30年度】

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。  
 幼児教育無償化の取組状況としては、

- ① 第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)
- ※市町村住民税非課税世帯においては、第2子から無償化
- ② ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充
- ③ 1号認定子どもについては、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算)

### 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)(～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下(～約360万円)	10,100円 ※ひとり親等世帯(第1子:3,000円、第2子以降:0円)
④市町村民税所得割課税額211,200円以下(～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上(～約680万円～)	25,700円

← 多子カウント年齢制限なし →      "      有り(小学校3年生以下)

### 保育認定の子ども (2号認定:満3歳以上) (3号認定:満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯(～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円	9,000円 ※第2子以降は0円
③所得割課税額48,600円未満(～約330万円)	16,500円 ※第1子:6,000円、第2子以降:0円 ※ひとり親等世帯(第1子:9,000円、第2子以降:0円)	19,500円
④所得割課税額57,700円未満(77,101円未満)	27,000円 ※第1子:6,000円、第2子以降:0円 ※ひとり親等世帯(第1子:9,000円、第2子以降:0円)	30,000円
⑤所得割課税額97,000円未満(～約470万円)	27,000円	30,000円
⑥所得割課税額169,000円未満(～約640万円)	41,500円	44,500円
⑦所得割課税額301,000円未満(～約930万円)	58,000円	61,000円
⑧所得割課税額397,000円未満(～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑨所得割課税額397,000円以上(1,130万円～)	101,000円	104,000円

← 多子カウント年齢制限なし →      "      有り(小学校就学年)

## (参考2) 参照条文

### ○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）

#### 第四条（略）

#### 2・3（略）

- 4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万百円」とあるのは「三千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第五号中「二万六千六百元）」とあるのは「二万六千六百元）。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあっては、六千円とする。」と、同項第六号中「一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）」とあるのは「六千円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第五号中「二万九千六百元）」とあるのは「二万九千六百元）。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、九千円とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）」とあるのは「九千円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

### ○子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）（抄）

（令第四条第四項の内閣府令で定めるもの）

#### 第二十二條 令第四条第四項の内閣府令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（令第四条第四項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
- 三 療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- 六 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
- 七 その他市町村の長が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者